

杉並区就労支援センター「杉並区若者就労支援コーナー」運営業務 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

現在の雇用情勢は着実に改善傾向にありますが、一方で、若者の失業率は高止まりの状況が続いています。これは、若者自身の生活の不安定化とともに、社会保障の担い手の減少、生活保護受給者の増加につながり、社会にも大きな影響を及ぼしています。こうした中、基礎自治体である杉並区は、若者の安定的な就労の確保に正面から取り組んでいくこととし、杉並区就労支援の中核としての機能を持ち、また杉並区が実施している関連施策とも連携して就労支援を行っていく機関として、「杉並区就労支援センター（以下、「センター」という。）」を設置しています。

このセンターでは、杉並区と厚生労働省東京労働局及び新宿公共職業安定所（以下、「ハローワーク新宿」という。）との三者による協定に基づき、杉並区とハローワーク新宿とがセンターにおける一体的就労支援事業を実施しています。

センターにおいて杉並区では、若者等の就労を支援するため、具体的な就労へ向け、個々の状況に応じステップアップを図るために、伴走型のきめ細かな就労準備相談・心としごとの相談や就労支援セミナーなどを行う杉並区若者就労支援コーナーを運営しています。

この事業者においては、就労を目指す就労困難者を含めた若者等を具体的な就労へ結び付けるため、①伴走型のきめ細かな就労準備相談となっているか、②就労困難者に対する支援が具体的で実効性が見込める内容となっているか、③就労支援セミナーやグループワークなどの内容が若者等のステップに合わせたものとなっているか、などを重視し、質の高い事業者を公募型プロポーザルにより選定します。

2 業務の概要

(1) 業務名

杉並区就労支援センター「杉並区若者就労支援コーナー」運営業務

(2) センターの業務概要

区とハローワーク新宿が一体となって就労準備相談から職業紹介、定着支援までの継続的な支援を一連の流れの中で行います。

すべての年齢を対象とする「ハローワークコーナー」と、若者（内閣府が定義する若年無業者に準じ、概ね15歳～34歳とする）を中心に就労を支援する「杉並区若者就労支援コーナー（コーナーの愛称は「すぎJOB」。以下、「若者就労支援コーナー」という。）」の二つのコーナーを設け、区とハローワーク新宿が緊密な連携を図りながら、就労支援を行っていきます。

(3) 受託事業者の業務内容

受託事業者が行う業務は、若者就労支援コーナーに係る業務のうち、下記①～⑦のとおりです。

① 受付業務（ハローワークコーナーの受付を含む）

- ② 就労準備相談業務（就労定着支援相談含む）
- ③ 心としごとの相談業務
- ④ 一般就労準備相談業務（就労定着支援相談含む）
- ⑤ 就労意欲啓発業務（各種就労支援セミナー・グループワーク等）
- ⑥ センターの利用促進、広報・PR
- ⑦ センター維持管理業務

区内企業とのパートナー関係の構築や求人開拓、専門学校等との連携、区内企業PR事業、ハローワーク新宿と共同で実施する就職面接会などの各種就労支援事業は区担当部署が直接行います。

※ 業務の詳細は、別紙1 業務説明書のとおりとします。

(4) 実施場所及び時間

① 実施場所

あんさんぶる荻窪 4階
杉並区荻窪5-15-13

※ 現在は、産業商工会館2階（阿佐谷南3-2-19）で実施しているが、平成27年3月末に移転予定。

② センター開館時間及び業務実施時間

月曜日から金曜日（平日）の午前9時から午後5時まで。

水曜日のみ午前9時～午後8時まで。

土・日・祝日、及び年末年始（12月29日～1月3日）は休館・休業。

(5) 施設利用対象者

○ 若者就労支援コーナー

就労支援を希望する若者（概ね15歳から34歳以下）
その他就労支援を希望する者（35歳以上）

○ ハローワークコーナー

求人情報の提供、職業相談・職業紹介を希望する者。全年齢が対象。

(6) 委託期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

(7) 事業規模（年額・概算額）

3千180万円（消費税及び地方消費税を除く）

注）杉並区就労支援センター実施内容の全体の枠組みについては別紙1 業務説明書の資料1-11「杉並区就労支援センター実施概要図」、杉並区における就労支援の取り組みについては資料1-12「杉並区における今後の就労支援の全体イメージ図」を参考にしてください。

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 杉並区競争入札参加有資格者指名停止に関する要綱（平成22年3月23日杉並第65476

号)に定める指名停止要件に該当していないこと。

- (3) 杉並区契約における暴力団等排除措置要綱(平成 23 年 1 月 17 日杉並第 53890 号)に定める除外措置要件に該当していないこと。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく更生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 法人税、法人事業税及び地方法人特別税、消費税及び地方消費税を完納していること。
個人の場合は、所得税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 提案業務又は類似する業務を引き続き 2 年以上営業していること。
- (7) 労働関係法令(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律、職業安定法、雇用保険法、障害者の雇用の促進等に関する法律、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律等)に違反していないこと、労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと。

4 実施手順

公募から受託者候補者選定までの実施手順(概要)は以下のとおりです。

内容	期間等
実施要領の公表	平成 26 年 10 月 1 日(水)
企画提案書等提出期間	平成 26 年 10 月 16 日(木)から 平成 26 年 10 月 21 日(火)午後 5 時まで
第一次審査 (書類審査)	平成 26 年 11 月中旬 ※ 第二次審査の対象とする参加事業者を選定します。 ※ 審査結果は、選定後速やかに通知します。
第二次審査 (プレゼンテーション・ヒアリング審査)	平成 26 年 11 月下旬
受託候補者選定結果の通知	平成 26 年 11 月下旬 ※ 第二次審査参加者全員に結果を通知します。

5 実施要領の内容についての質問の受付及び回答

(1) 受付方法

質問書(様式 1)に質問内容を記載の上、E-mail 又は FAX により提出してください。

(2) 受付先

「10 担当課(問い合わせ先)」に同じ

(3) 受付期限

平成 26 年 10 月 6 日(月)午後 5 時まで

(4) 回答方法

質問に対する回答は、平成 26 年 10 月 10 日(金)までに、杉並区公式ホームページ上で公開します。

(http://www2.city.suginami.tokyo.jp/bid/proposal_list.asp)

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

提出書類は、別紙2「提出書類一覧」のとおりです。

(2) 提出部数

正本1部と副本6部

※ それぞれ製本（ファイル等で綴じる。）し、提出してください。

※ 副本については、添付した表紙を除き、参加事業者が特定できるような名称、ロゴマーク等は使用しないでください。

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）により、すべて提出してください。

(4) 提出先

「10 担当課(問い合わせ先)」に同じ

(5) 提出期限

平成26年10月21日（火） 午後5時必着

※ 持参、郵送を問いませんが、未着、遅延等の場合は、原因の如何を問わず、未提出として取り扱います。

7 受託者候補者の選定手順

杉並区就労支援センター「杉並区若者就労支援コーナー」運營業務受託者候補者選定委員会（以下「委員会」という。）において、企画提案書等提出された書類及びプレゼンテーション・ヒアリングの内容を審査し、本業務に最も適していると認められる事業者を選定します。

ただし、委員会で審査した結果、一定の点数に満たない参加事業者については、契約の相手方の候補者とはしないものとします。

(1) 評価基準

ア 経営状況等に対する評価基準

評価項目	評価内容
経営状況	○経営状況は良好か
業務遂行能力	○スタッフの能力・資格・経験、業務の遂行体制は十分か
業務実績	○類似業務の請負実績があるか

イ 企画提案に対する評価基準

評価項目	評価の内容
業務の理解度	○若者の就労支援を実施するにあたり、現状と課題を把握しているか。
業務に対する取組姿勢	○区における就労支援の取組み及びセンターの業務内容について理解し、取組姿勢が適切で意欲があるか

提案内容の妥当性	<p>○ハローワーク新宿との一体的実施を想定した運営体制となっているか</p> <p>○就労へ向けたステップアッププログラムは、相談者の個々の状況に応じたステップアップが期待でき、具体的な就労に結びつく実効性が見込める内容となっているか</p> <p>○就労困難者に対する支援が具体的で実効性が見込める内容となっているか</p> <p>○就労支援セミナーやグループワークなどの内容が若者等のステップに合わせたものとなっているか</p> <p>○他就労支援機関等との連携に十分配慮しているか</p> <p>○センターのPR及び若者就労支援コーナーの利用促進、利用者拡大を積極的に図る内容となっているか</p> <p>○個人情報の保護について十分な措置が講じられているか</p>
資料調整能力	○企画提案書は分かりやすいか
費用対効果	○事業内容に見合った経費見積もりとなっているか
プレゼンテーション・ヒアリング	○説明に説得力があり、応答が論理的で、的確かどうか
総合評価	○杉並区の就労支援施設を担う法人としてふさわしいか（経営状況等及び企画提案に対する評価を含む。）

(2) 審査方法

ア 第一次審査（書類審査）

提出された企画提案書等に対し、委員会で第一次審査を実施し、第一次審査通過者を選定します。

イ 第一次審査の結果は、平成26年11月中旬に通知します。

ウ 第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）

第一次審査通過者に対し、委員会が第二次審査を実施し、契約を締結する受託者候補者を選定します。

※ 第二次審査には、業務の統括責任者の選任予定者の出席をお願いします。

(3) 受託者候補者選定結果通知

平成26年11月下旬に通知します。

※ 非選定の通知を受けた参加事業者は、非選定理由についての説明を求められますが、各選定委員ごとの個別の採点、状況並びに評価基準設定方針に係る委員会審議状況他、公正な選定業務を阻害する恐れのある事項について、すべて非公開とします。

8 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 参加資格を満たさなくなった場合
- (3) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合
- (4) 企画提案書等が提出期限を過ぎて提出された場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合

9 その他留意事項

- (1) 本件に参加する費用は、すべて参加事業者の負担とします。
- (2) 提出書類は、日本語を用いるものとし、やむを得ず外国語で記載するものについては、その日本語の訳文を付記又は添付してください。また、通貨は日本円とします。
- (3) 書類提出後の企画提案書等の修正又は変更は一切認めません。
- (4) 提出された企画提案書については返却しません。
- (5) 企画提案書について情報公開請求があった場合は、杉並区情報公開条例に基づき、提出書類等を公開することがあります。
- (6) 契約の締結にあたっては、区指定の標準契約書を使用します。
- (7) 契約の締結に関しては、選定された受託者候補者と区とが協議し、委託業務にかかる仕様を確定させたうえで契約を締結します。また、仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、受託者候補者と区との協議により最終的に決定します。

10 担当課（問い合わせ先）

担 当：杉並区産業振興センター就労支援係 担当 矢吹、小澤

所在地：杉並区上荻1-2-1 インテグラルタワー2F

電話：03-5347-9187 FAX：03-3392-7052 E-mail：sangyo-k@city.suginami.lg.jp